

三重県国民保護計画の変更について

主な変更内容

- (1) 国民の保護に関する基本指針の変更に伴うもの
 - ・武力攻撃原子力災害時・核攻撃時におけるスクリーニング及び除染を実施する旨を記載
 - ・救援事務の厚生労働省から内閣府への移管に伴う整理
 - ・「災害時要援護者」を「要配慮者」に名称変更

- (2) 指定地方公共機関の追加
 - ・公益社団法人三重県歯科医師会（平成26年4月指定）の追加

- (3) 統計データの更新、表現の適正化
 - ・紀勢自動車道及び熊野尾鷲道路の延伸に伴う県内道路網の状況の整理